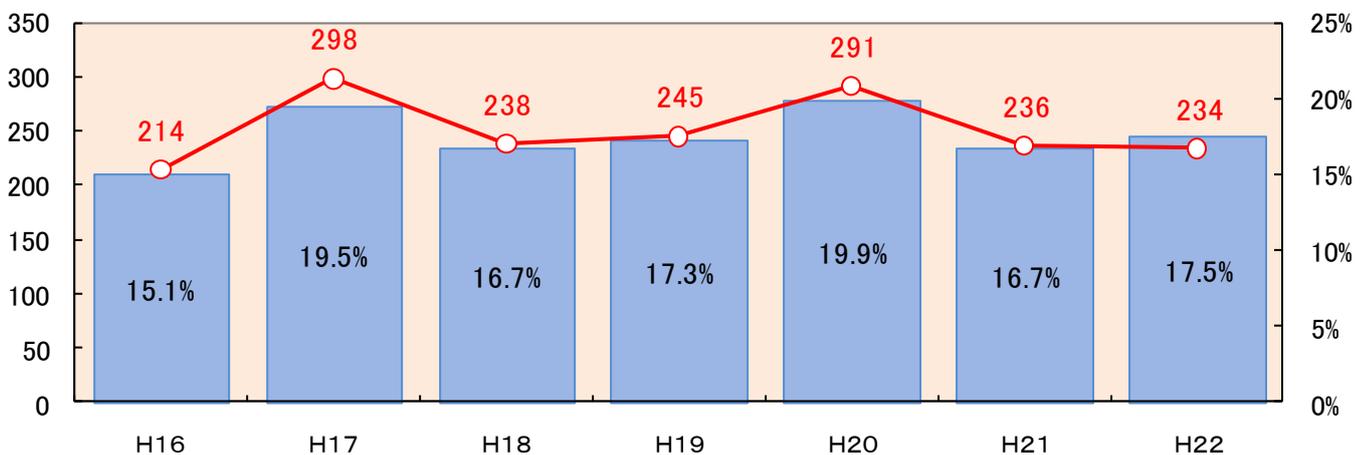




職場での**転倒災害**を防止しましょう！



- 奈良労働局管内で発生した労働災害のうち、**転倒**による災害は事故の型別で最多となっています。下のグラフは、**転倒**災害発生数と全災害に占める割合を表しています。(H22年は、234件発生し、災害全体の17.5%を占めています。)



- 職場、作業場所の床面、通路、階段等について、段差、凹凸、障害物などの危険性をリスクアセスメント等の手法により見つけ出し、改善対策を講じることでリスクを除去・低減するとともに、**4S活動**等により職場の整理・整頓に努め、**転倒災害を未然に防止**しましょう。

奈良労働局・各労働基準監督署

転倒災害の

5つの類型



コード、材料等
につまずく

床面等の水や油
等ですべる



床面等の段差、
凹凸につまずく

凍結した道等で
すべる



階段で足を踏み外す



転倒災害事例 1

滑って転倒



業種 : その他の食品製造業
事故の型 : 転倒
起因物 : 通路
傷病部位 : 頭部骨折 休業 1 ヶ月
性別 : 男
原因 : 洗い物を整理するため、木の容器を 4 つ持って倉庫へ移動中、床が濡れていて滑り、転倒して顔を扉にぶつけた。

転倒災害事例 2

つまずいて転倒



業種 : その他の食品製造業
事故の型 : 転倒
起因物 : 通路
傷病部位 : 顔を骨折 休業 31 日
性別 : 女
原因 : 通路に置いてあったダンボール箱につまずいて転倒し、近くにあった機械で顔を強打した。

労働安全衛生規則第 540 条（通路）

- 1 事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。
 - 2 前項の通路で主要なものは、これを保持するため、通路であることを表示しなければならない。
- ※ 建築基準法「階段及びその踊場の両側に側壁又はこれに代わるものがない場合においては、手すりを設けなければならない。」

労働安全衛生規則第 541 条（通路の照明）

事業者は、通路には、正常の通行を妨げない程度に、採光又は照明の方法を講じなければならない。（以下、略） ≪ J I S 規格による照度 ⇒ 階段：150 ルクス 廊下・通路：100 ルクス ≫

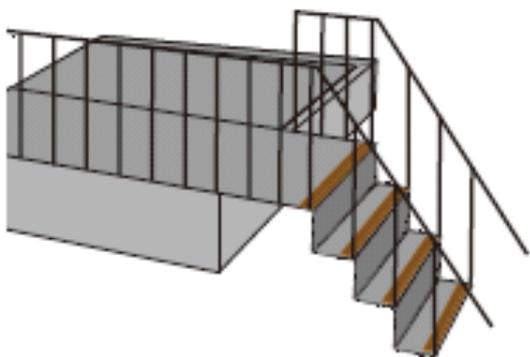
労働安全衛生規則第 542 条（屋内に設ける通路）

事業者は、屋内に設ける通路については、次に定めるところによらなければならない。

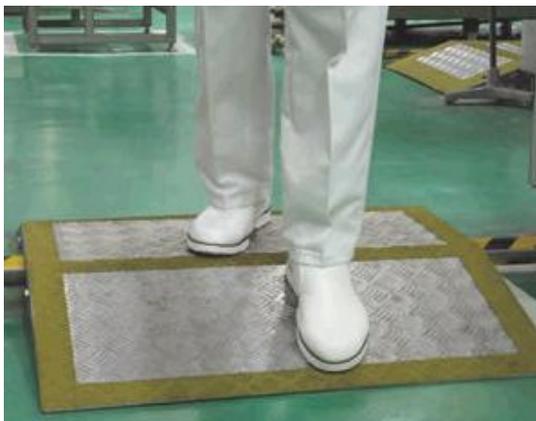
- 1 用途に応じた幅を有すること。
- 2 通路面は、つまずき、すべり、踏抜等の危険のない状態に保持すること。
- 3 通路面から高さ 1.8 m 以内に障害物を置かないこと。

労働安全衛生規則第 544 条（作業場の床面）

事業者は、作業場の床面については、つまづき、すべり等の危険のないものとし、かつ、これを安全な状態に保持しなければならない。



転倒災害防止対策事例



屋外のゆるやかなスロープに、滑り止めと「止まれ」の表示をし注意喚起。

事務所入口(内扉)の段差部に色別表示(トラマーク)と路面ステッカーにより注意喚起。



さらに改善

出来るだけ段差をなくすため凹部分を埋め込み段差のない構造とした。





滑りやすいタイル貼りの通路に滑り止めを貼っている。



出入口にあった段差をゆるやかなスロープを設けてなくした。

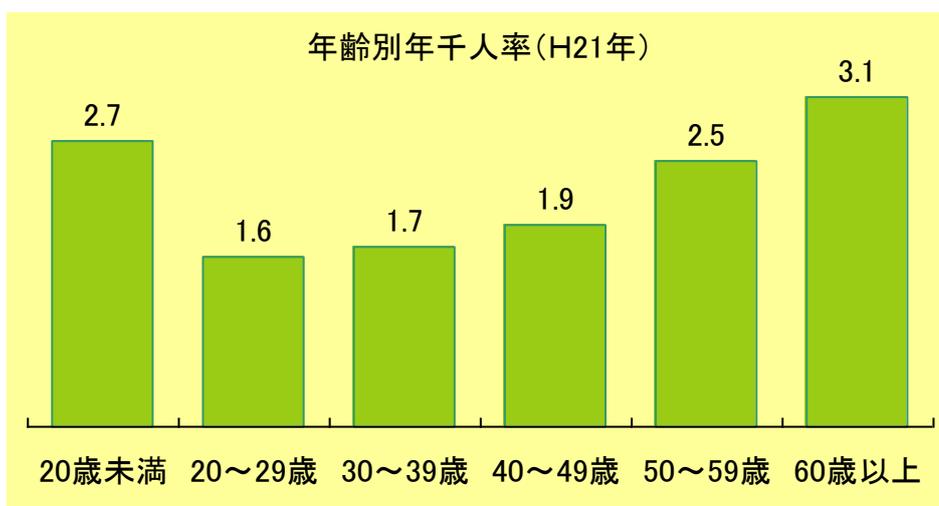


■ 加齢とともに災害が増加

下のグラフは、全国の年齢別の年千人率（千人当たりの被災率）を表わしていますが、加齢による身体機能の低下に伴い、労働災害に被災する率が高くなっています。

特に50歳以上からその傾向が強くなっていることが分かります。

なお、20歳未満の率が高いのは、未熟練による技能不足、教育訓練不足等が原因になっていると考えられます。



このリーフレットの内容等に関するお問い合わせは、奈良労働局健康安全課（0742-32-0205）若しくは、最寄りの労働基準監督署までご連絡をお願いします。

※ イラスト・写真は、中央労働災害防止協会安全衛生情報センターから出典